

議案第 1 2 号

羽生市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

羽生市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表羽生市子ども・子育て支援会議の項の次に次のように加える。

羽生市家庭児童相談員	月額	1 0 0 , 0 0 0 円
------------	----	-----------------

別表防災会議委員の項の次に次のように加える。

羽生市交通指導員	月額	5 3 , 0 0 0 円
----------	----	---------------

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 9 年 3 月 1 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明